

特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告 (令和7年度実施分の報告) についてのQ&A

データ支援部
ナショナルデータベース課

目次

■ 第四期特定健診制度における特定保健指導の変更点

- Q1 第四期特定健診制度における特定保健指導について、何か変更点がありますか？

■ 報告対象

- Q2 年度途中に加入又は脱退した異動者は報告対象となりますか？
- Q3 海外に居住している人は報告対象となりますか？
- Q4 令和7年4月2日以降に新設した保険者は実績報告の対象となりますか？
- Q5 特定保健指導が完了していない場合は翌年度に報告してもいいですか？
- Q6 特定健診の随時提出をした場合、実績報告は不要ですか？

■ チェック条件・エラー

- Q7 外国人の氏名はどのように記録すればいいですか？
- Q8 「健診実施機関名称」は必須項目ですか？
- Q9 「住所」は必須項目ですか？
- Q10 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合、実績報告時はどのように記録すればいいですか？
- Q11 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？
- Q12 腹囲を測定できなかった場合はどのように記録すればいいですか？

■ チェック条件・エラー

- Q13 実施区分コードを「3 国への実績報告（匿名化済）」で記録することはありますか？
- Q14 「ファイル作成機関名称」について、健康保険組合の名称が長くて入りません。
- Q15 受付エラーが発生した場合の対応方法は？
- Q16 よくある受付エラーの対応方法を教えてください。
- Q17 実績報告データはどのようなファイル構成で作成すればいいですか？

■ 資格確認関係

- Q18 資格確認はどのように行っていますか？
- Q19 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とはなんですか？
- Q20 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで健診情報が確認可能となるのでしょうか？
- Q21 実績報告後、加入者はマイナポータルで健診情報をいつ頃確認可能となるのでしょうか？
- Q22 資格確認結果連絡書が届きましたが、実績報告は終わっていないのですか？
- Q23 当健保組合は支部がありますが、XMLファイルに記録する保険者番号の記録方法がわかりません。

■ 再提出方法

- Q24 実績報告データの再提出又は差し替え方法がわかりません。

■ オンライン関係

- Q25 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。
- Q26 オンラインで送信するにあたってデータの暗号化は必要ですか？
- Q27 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。
- Q28 オンラインでの提出に変更する際、届出の提出期限はいつですか？手続きにはどの程度時間がかかりますか？
- Q29 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。
- Q30 提出形態を電子媒体からオンラインへ変更した場合のメリットは？

■ その他

- Q31 暗号化ソフトのバージョンの確認方法は？
- Q32 各種届出の様式はどこにありますか？
- Q33 実績報告に関する資料はありますか？
- Q34 操作手順書はどこにありますか？

第四期における特定保健指導の変更点

Q1 第四期特定健診制度における特定保健指導について、何か変更点がありますか？

A 1-1 特定保健指導開始後に服薬が確認された場合について、特定保健指導対象者数から除くことが可能になりました。
なお、服薬を開始しても、継続して特定保健指導を実施した場合には、これまで同様に分母、分子に含めることが可能です。

Q1 第四期特定健診制度における特定保健指導について、何か変更点がありますか？

A 1-2 初回面接において、分割実施の条件が緩和されました。
健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることを目的とし、全ての検査結果が判明しない場合でも、特定健康診査実施日から**1週間以内**であれば初回面接の分割実施（初回面接1回目）として取り扱うことが可能となりました。

Q1 第四期特定健診制度における特定保健指導について、何か変更点がありますか？

A 1-3 特定保健指導について、「実績評価ができない場合の確認回数」のチェック条件が変更されたため、**「2」以上の記録が必要**になりました。
※ 特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）の終了者数については、度重なる連絡にも応答が無く、実績評価ができない場合も完了とみなすことが可能です。

報告対象

Q2 年度途中に加入又は脱退した異動者は報告対象となりますか？

A2 **報告対象外**となります。

Q3 海外に居住している人は報告対象となりますか？

A3 **報告対象外**となります。

なお、報告対象外となる者については、『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者』（厚生労働省告示第三号）に次のように定められています。

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住所を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律等に定める施設入所者

Q4 令和7年4月2日以降に新設した保険者は実績報告の対象となりますか？

A4 今年度は**報告対象外**となります。

報告対象

Q5 特定保健指導が完了していない場合は翌年度に報告してもいいですか？

A5 報告期限までに完了できなかった場合は翌年度であれば報告に含めることが可能です。
なお、当該者については、同一年度の報告において複数の報告が認められないことに注意してください。

Q6 特定健診の随時提出※をした場合、実績報告は不要ですか？

A6 随時提出はマイナポータルで加入者本人等による健診情報の確認を可能とするための仕組みであるため、すでに随時提出した加入者のデータについても、実績報告が必要です。

※ マイナポータルでの特定健診情報及び40歳未満の事業者健診情報の本人確認等を可能とするため、保険者から随時提出される健診情報の受付や点検処理を行い、オンライン資格確認等システムへ連携する業務を行っています。

チェック条件・エラー

Q7 外国人の氏名はどのように記録すればいいですか？

A7 **全角カタカナ**で記録してください。
また、文字コードはUTF-8を使用願います。「ー」や「・」がエラーとなることが多いため、
ご留意願います。

Q8 「健診実施機関名称」は必須項目ですか？

A8 令和2年度実施分（令和3年度報告分）より必須項目となっています。

Q9 「住所」は必須項目ですか？

A9 令和2年度実施分（令和3年度報告分）より特定健診情報ファイルにおいて必須項目となっています。
原則、**特定健康診査を受診した時点での住所地**を記録願います。

チェック条件・エラー

Q10 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合、実績報告時はどうのように記録すればいいですか？

A10 「5:+++」で記録してください。
(厚生労働省_特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集>1.特定健康診査について_問2を参照)

Q11 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？

A11 質問項目18を「⑦やめた」「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19は回答不要です。
(厚生労働省_特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集>1.特定健康診査について_問4を参照)

Q12 腹囲を測定できなかった場合はどのように記録すればいいですか？

A12 測定不能の場合はデータが存在しないことを意味する「NI」で記録してください。
なお、以下のいずれかに該当する者で、医師が必要でないと認める場合のみ省略可能です。

- ・ 妊娠中の女性そのほかの者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者
- ・ BMIが20未満である者
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）

チェック条件・エラー

Q13 実施区分コードを「3 国への実績報告（匿名化済）」で記録することはありますか？

A13 令和3年度より匿名化が不要になったため、**実施区分コード「5 国への実績結果報告（匿名化前）」**で記録し報告願います。

Q14 「ファイル作成機関名称」について、健康保険組合の名称が長くて入りません。

A14 「ファイル作成機関名称」は最大20文字まで記録可能であるため、どちらの健康保険組合であるか判断可能な範囲で省略いただくようお願いします。
(例：健康保険組合→健保組合、末尾を省略する等)

Q15 受付エラーが発生した場合の対応方法は？

A15 エラー箇所を訂正の上、再度、**全件の再提出**をお願いします。

(参考) DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒**特定健診等データ収集システム エラーコード表（実績報告）**

チェック条件・エラー

Q16 よくある受付エラーの対応方法を教えてください

A16-1 **L2401 データファイルの(項目名)[値]とデータファイルの(項目名)[値]との関連が誤っています。**

採血時間と血糖検査（空腹時血糖・随時血糖）、中性脂肪検査（空腹時中性脂肪・随時中性脂肪）の相関関係に誤りがある場合等に発生するエラーです。

○採血時間（食後）が「2：食後10時間以上」の場合

⇒「**空腹時**血糖の記録あり」「**空腹時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

○採血時間（食後）が「3：食後3.5時間以上10時間未満」の場合

⇒「**随時**血糖の記録あり」「**随時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

○採血時間（食後）が「4：食後3.5時間未満」の場合

⇒「血糖の記録**なし**」「**随時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

以下の条件に合致しない場合にエラーとなります。

採血時間のコード値	血糖検査の記録有無※	中性脂肪検査の記録有無
2：食後10時間以上	空腹時血糖 記録あり	空腹時中性脂肪 記録あり
3：食後3.5時間以上10時間未満	随時血糖 記録あり	随時中性脂肪 記録あり
4：食後3.5時間未満	記録なし	随時中性脂肪 記録あり

※ 血糖検査の記録有無は、HbA1cの記録が未実施以外で存在する場合にはエラー対象外です。

チェック条件・エラー

Q16 よくある受付エラーの対応方法を教えてください

A16-2 **L2432 測定不可能・検査未実施の理由と尿糖又は尿蛋白との関連が誤っています。**
尿検査(尿糖・尿蛋白)の検査結果と「測定不可能・検査未実施の理由」※の相関関係に誤りがある際に発生する受付エラーです。

※「測定不可能・検査未実施の理由」は生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に対して、尿検査を実施しなかった場合に記録する項目です。

○「測定不可能・検査未実施の理由」が未実施または測定不可能で**記録されている**場合
⇒「尿糖」「尿蛋白」それぞれの中に1つ以上項目が記録されている、かつ、「尿糖」または「尿蛋白」の中に1つ以上未実施又は測定不能が記録されている必要があります。

○「測定不可能・検査未実施の理由」が**記録されていない**場合
⇒「尿糖」「尿蛋白」それぞれの中に1つ以上項目が記録されている、かつ、「尿糖」または「尿蛋白」の中に未実施または測定不能が記録されていない必要があります。

以下の条件に合致しない場合にエラーとなります。

測定不可能・検査未実施の理由の 記録有無	尿糖の 記録有無	尿蛋白の 記録有無
測定不可能・検査未実施の理由：あり	記録あり	なし
	なし	記録あり
	なし	なし
測定不可能・検査未実施の理由：なし	記録あり	記録あり

記録あり：尿糖および尿蛋白の項目値にコード値（1～5）が記録されている

なし：測定不可能または未実施の場合

チェック条件・エラー

Q17 実績報告データはどのようなファイル構成で作成すればいいですか？

A17 以下のファイル構成で作成願います（電子媒体による提出の場合は要暗号化）。
なお、実績報告データの提出の際、項目抽出ツール使用時のエラーログをzipファイルに格納されるケースが散見されます。エラーの原因となりますので、厚生労働省の定める仕様(※)以外のファイルを格納しないようご留意願います。

(例) 保険者番号「12345678」の場合のアーカイブ仕様

 12345678_94899010_202200001_5.zip

└─  12345678_94899010_202200001_5 ルートフォルダ

└─  aix08_V08.xml 交換用基本情報ファイル

└─  CHECKUP 特定健診情報ファイルフォルダ

└─  GUIDANCE 特定保健指導情報ファイルフォルダ

└─  SUMMARY 集計情報ファイルフォルダ

└─  XSD スキーマファイルフォルダ

「err.log」「result.txt」
「ERR_FILE」等の仕様でない
ファイルは格納しないでください

※「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（令和5年3月31日保発0331第4号）
（令和5年7月31日一部改正保発0731第10号）」
「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式 8-2B 提出用データアーカイブ仕様 Version4」

資格確認関係

Q18 資格確認はどのように行っていますか？

A18 実績報告データに記録された①保険者番号、②記号、③番号、④枝番、⑤生年月日をもって中間サーバーに登録された加入者情報と照合を行っています。

Q19 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とはなんですか？

A19 提出された実績報告データと加入者情報が一致しない場合に生じるエラーとなります。主な原因としては以下のとおりです。

- 中間サーバーへの加入者情報（マイナンバー含む）の登録もれ

- 実績報告データと中間サーバーに登録されている加入者情報の記録方法が不一致

例：「10」≠「000010」（前にゼロ入力）

「10」≠「_10」（前にスペース入力）

なお、『資格確認結果連絡書』が発行されている場合でも、『特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書』が発行されていれば、実績報告は完了しています。

Q20 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで健診情報が確認可能となるのでしょうか？

A20 中間サーバーの情報を修正するだけでは確認できません。保険者で使用しているシステムで資格情報を修正後、統合専用端末で中間サーバーに修正内容が反映しているかご確認※の上、次の2つの方法のいずれかにより対応をお願いします。

- 実績報告データを再提出する。

- オンラインによる随時提出により、資格確認エラーとなった対象者の健診結果を「閲覧用ファイル」として提出する。

※中間サーバーへの反映には時間を要する場合があります。

資格確認関係

Q21 実績報告後、加入者はマイナポータルで健診情報をいつ頃確認可能となるのでしょうか？

A21 実績報告の受付処理及び資格確認チェックがエラーなく完了した場合、受付完了の翌営業日には確認可能となります。（※他の保険者の提出状況・システムの利用状況で、前後する場合があります）

Q22 資格確認結果連絡書が届きましたが、実績報告は終わっていないのですか？

A22 『特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書』が発行されている場合、実績報告は終了しています。しかし、資格確認結果連絡書に記載されているデータについては、オンライン資格確認等システムに連携されず、特定保健指導の「見える化」集計に反映されない場合があります、マイナポータルで健診情報の確認等ができません。

また、データヘルス計画における共通評価指標に算入されなくなるため、後期高齢者支援金の加算・減算制度の減算要件を満たさなくなる場合があります。

訂正する場合は次の2つの方法があります。

- 資格が誤っているデータを修正し実績報告として再提出する。
- 対象データのみ別途「閲覧用ファイル」として随時提出（※オンラインによる提出の場合のみ利用可能）を行い、オンライン資格確認等システムへ登録する。

	状況	対応方法
マイナンバー未登録 中間サーバー未登録	■報告対象者のマイナンバーが未収集又は未提出のため、中間サーバーに未登録 ■マイナンバーに誤登録がある ■報告対象者が中間サーバーに未登録	中間サーバーの記録を確認 → 中間サーバー登録又は中間サーバー修正 → 実績報告再提出又はオンラインによる随時提出
報告データと中間サーバーの記録の不一致	■資格情報が不一致・未記録（保険者番号・記号・番号・枝番・生年月日） ■記録方法が不一致 例1：「10」≠「000010」（前にゼロ入力） 例2：「10」≠「 10」（前にスペース入力）	中間サーバーの記録を確認 → 報告データを修正 → 実績報告再提出 （正しい資格情報による実績報告の再提出をお願いします。）

資格確認関係

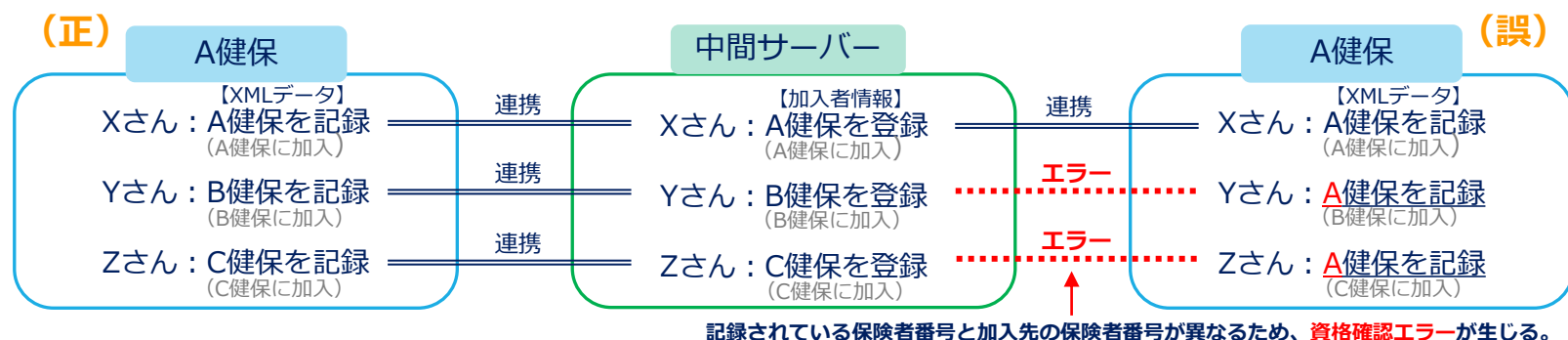
Q23 当組合は支部がありますが、XMLファイルに記録する保険者番号の記録方法がわかりません。

A23 保険者番号については、厚生労働省通知^(※)より「**特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録**」することとされています。

本部・支部等の組織となっている保険者は、後期高齢者支援金等を納付される保険者（本部）が他の保険者（支部）分も取りまとめて報告いただいておりますが、A組合が本部として取りまとめて提出する場合であっても、XMLファイルに記録する保険者番号は、**個々の受診者が加入する各組合の保険者番号を記録願います。**

以下の誤事例のように、加入されている保険者番号以外を記録すると、中間サーバーに記録している加入者情報と不一致となり、資格確認エラーの原因となります。この場合、オンライン資格確認等システムに連携されず、マイナポータルによる健診情報の本人確認等ができなくなるため、ご留意願います。

【例】A健保がA,B,C健保の実績報告データを取りまとめて提出する場合に記録する保険者番号のイメージ



※「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（令和5年3月31日保発0331第4号）
（令和5年7月31日一部改正保発0731第10号）」

再提出方法

Q24 実績報告データの再提出又は差し替え方法がわかりません。

A24 エラーの修正に伴う「再提出」や報告データの追加・削除等に伴う「差し替え」を行う必要が生じた場合は、次の方法で提出願います。

※差し替えが必要になった場合も提出期限は**令和8年11月2日(月)**です。

●オンラインによる提出

「特定健診・保健指導システム」の操作手順書を参照のうえ、当該システムで提出済の実績報告データを削除後、再度すべての実績報告データを提出願います。

●電子媒体による提出

「特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書」の提出種別「再提出分」又は「差し替え分」のいずれかに○をつけ、再度すべての実績報告データを提出願います。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 御中		
特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書		
保険者番号		
保険者名称		
提出種別 [※]	修正後再提出分	差し替え分
提出年月日	令和 年 月 日	
媒体種別 [※]	DVD-R	CD-R
媒体枚数	枚	
所在地等	【住 所】 〒	
	【電話番号】	【内線番号】
	【所属部署】	

「再提出」又は「差し替え分」の
いずれかを選択してください

DX審査支払機構トップページ (<https://www.hpdex.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒提出用様式集

⇒**特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書**

オンライン関係

Q25 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。

A25 DX審査支払機構のホームページに「特定健診・保健指導システム操作手順書」を掲載していますので、参照願います。

操作方法等でご不明な点は、ヘルプデスク（TEL:0120-109-957）にお問合せください。
（【対応時間】9:00~17:00 土日祝、年末年始（12/29~1/3）を除く）

DX審査支払機構ホームページ（<https://www.hpdx.or.jp/>）

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒2.特定健診・保健指導システム操作手順書

⇒[特定健診・保健指導システム操作手順書【初期設定】編<保険者用>](#)

[特定健診・保健指導システム操作手順書【運用】編<保険者用>](#)

Q26 オンラインで送信するにあたってデータの暗号化は必要ですか？

A26 オンライン提出の場合、暗号化は不要です。

オンライン関係

Q27 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。(1/2)

A27 お手続きが必要となりますので、下記の届出を**毎月20日まで**に提出願います。
なお、レセプトのオンライン請求システムを利用している端末と同じ端末※で、特定健診・保健指導システムがご利用いただけます。

※別の端末で利用する場合は、新たに電子証明書が必要となります。

○DX審査支払機構の費用決済代行業務を利用している場合

「**特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届**」を**所在する都道府県のDX審査支払機構審査委員会事務局**へ提出願います。

○DX審査支払機構の費用決済代行業務を利用していない場合

「**オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書**」を**DX審査支払機構本部事業統括部**へ提出願います。

DX審査支払機構での登録作業後、翌月10日頃にログインID・パスワードを送付いたします。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒様式集

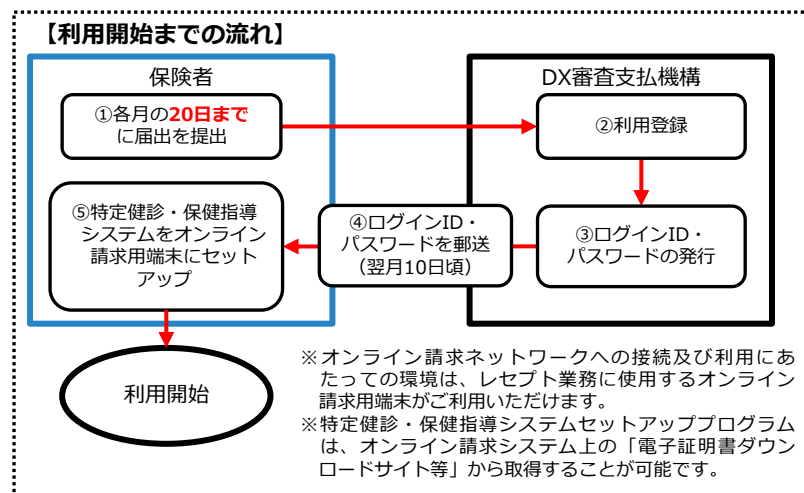
⇒保険者の方

⇒**7.特定健診・特定保健指導**

特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

10.特定健康診査等の実施状況結果報告等

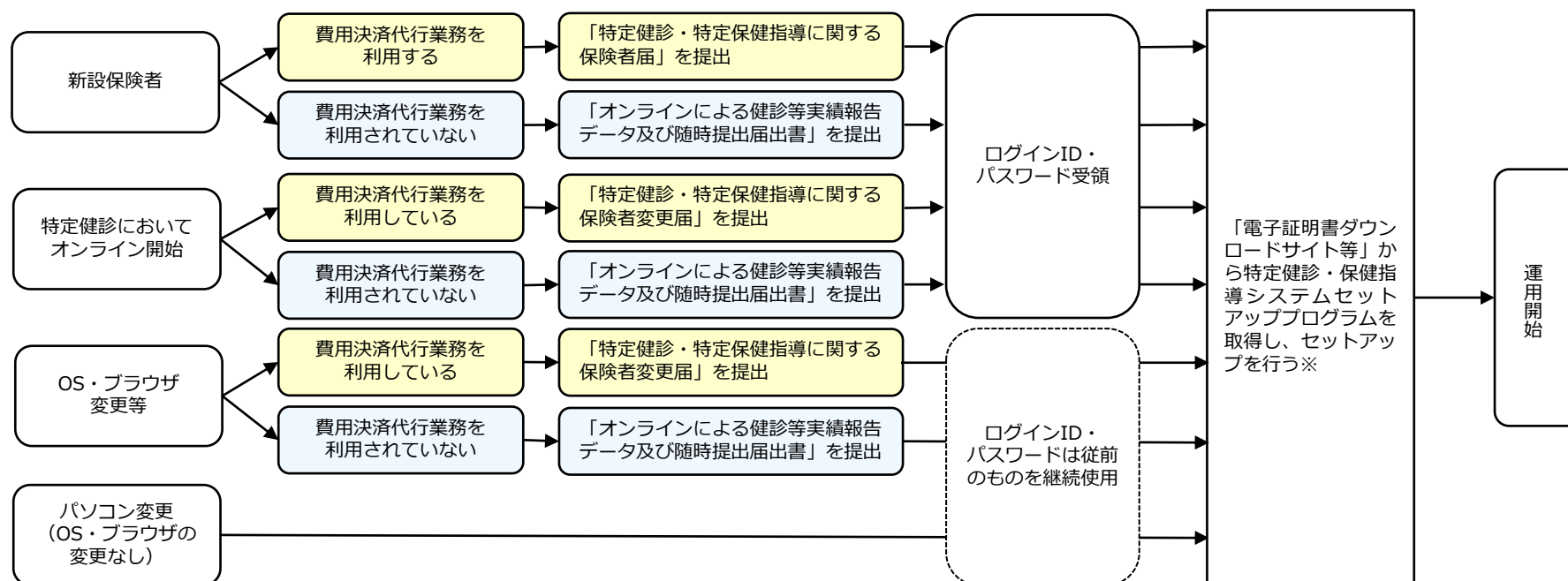
オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書



オンライン関係

Q27 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。(2/2)

A27 【オンライン提出を開始するまでのフロー図】



※特定健診・保健指導システムセットアッププログラムについては、下記の手順書を参照の上、「電子証明書ダウンロードサイト等」から取得してください。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

- ⇒オンライン資格確認・データヘルス等
- ⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務
- ⇒特定健診・保健指導システム（オンライン請求システム）関係
- ⇒[1. 特定健診・保健指導システムセットアッププログラム](#)
- ⇒セットアップにあたって【ダウンロード版】
- ⇒特定健診・保健指導システムセットアップ手順書

令和6年3月まで配布していた「特定健診・保健指導システムセットアップCD-ROM 令和4年3月版」はWindows11およびWindows Server2022に対応していません。

オンライン関係

Q28 オンラインでの提出に変更する際、届出の提出期限はいつですか？手続きにはどの程度時間がかかりますか？

A28 届出の締切は毎月20日です。
DX審査支払機構での登録作業後、ログインID・パスワードを翌月10日頃に発送します。特定健診・保健指導システムをセットアップしていただくことで、随時提出や実績報告の提出がすぐに利用できるようになります。なお、セットアップの手順については「[特定健診・保健指導システムのセットアップにあたって](#)」を参照願います。

Q29 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。

A29 所在する都道府県のDX審査支払機構審査委員会事務局へご連絡ください。ログインID・パスワードの初期化または再発行処理を行います。

なお、ご連絡の前に初期パスワードが記載された下記の書類のうちいずれかがお手元にあるかどうかをご確認願います。

○健診・保健指導ユーザ設定情報

○健診・保健指導ユーザID・パスワード発行のお知らせ

初期パスワードが不明な場合は、DX審査支払機構にてID・パスワードの再発行を行います。

オンライン関係

Q30 提出形態を電子媒体からオンラインへ変更した場合のメリットは？

A30 オンラインのメリットは以下のとおりです。是非、オンライン提出への変更をお願いします。

- オンラインによる随時提出により、**加入者本人がマイナポータルで最新の健診情報を確認することが可能**になり、予防・健康づくりにつなげることができます。
- 特定健診情報の随時提出は、「**後期高齢者支援金の加算・減算制度**」の減算要件における**項目の1つ**となっています。
- 実績報告では、
 - ・提出ファイルの**暗号化と郵送作業が不要**になります。
 - ・特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書及び特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書等の**即時取得**が可能になります。
 - ・帳票PDFファイルのほか、**CSVファイルでも結果を還元**します。
- 特定健診情報の**保険者間引継ぎ機能**が利用可能になります。

機能	電子媒体	オンライン	オンラインのメリット
特定健診・特定保健指導の実績報告	○	○	・ 実績報告の受付結果が即時取得可能 ・ 帳票PDFファイル・CSVファイルを還元
特定健診情報の随時提出	×	○	・ 「後期高齢者支援金の加算・減算制度」の減算項目に該当
40歳未満の事業者健診情報の随時提出	×	○	・ 「後期高齢者支援金の加算・減算制度」の減算項目に該当 ※ 2025年度以降配点変更
特定健診情報の保険者間引継ぎ	×	○	

その他

Q31 暗号化ソフトのバージョンの確認方法は？

A31 暗号化ソフトを起動していただき、上部に「**Ver 2.0**」と記載されているかをご確認ください。記載がない場合は古いバージョンの暗号化ソフトであるため使用できません。

「健診等データ暗号化・復号化ソフトセットアップCD-ROM Ver.2.0(平成29年4月版または令和6年4月版)」をお持ちでない場合は、「**特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書**」をDX審査支払機構本部データ支援部ナショナルデータベース課あて送付願います。

(送付先)

〒135-0061

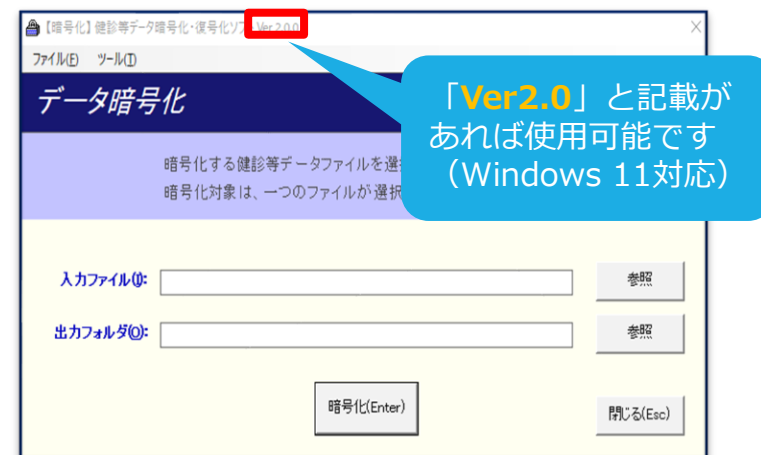
東京都江東区豊洲2丁目1番9号

豊洲セイルパークビル7階

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

データ支援部ナショナルデータベース課

※令和8年9月24日の本部事務所の所在地変更に伴い、送付先が変更となりました。



DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdex.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒提出用様式集

⇒**特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書**

その他

Q32 各種届出の様式はどこにありますか？

A32 DX審査支払機構ホームページ上に掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒様式集

⇒保険者の方

⇒**7.特定健診・特定保健指導**

・特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

10.特定健康診査等の実施状況結果報告等

・特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書

・特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書

・オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書

Q33 実績報告に関する資料はありますか？

A33 DX審査支払機構ホームページ上に掲載していますのでご確認ください。
チェック条件や厚生労働省通知等も掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒**実績報告・随時提出をされる保険者の方**

その他

Q34 操作手順書はどこにありますか？

A34 DX審査支払機構ホームページ上に掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒2.特定健診・保健指導システム操作手順書

⇒特定健診・保健指導システム操作手順書【初期設定】編<保険者用>

特定健診・保健指導システム操作手順書【運用】編<保険者用>